- *2月16日から3月15日までは役場(地下1階会議室)が確定申告会場となるため、文化会館の会場で実施します。
- *マイナポイント申し込みの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、令和5年2月末まで延長されました。現時点(1月26日現在)では、マイナポイント申込期限の延長が国から示されておりませんが、マイナポイント申込期限が延長された場合は、3月に入ってからも臨時窓口を継続して実施します。ただし、マイナポイント申込期限が延長されない場合は、3月の臨時窓口は実施しませんので、ご注意ください。

【受付時間】 午前9時15分~正午・午後1時~4時

- *申込手続きには20分程度かかります。
- *予約制ではありませんので、混雑状況でお待ちいただくことがあります。

【必要なもの】

- ①マイナンバーカード(カードおよび電子証明書の有効期限が過ぎていないこと)
- ②マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号
- ③マイナポイントの申し込みをするキャッシュレス決済サービスの決済サービスIDおよびセキュリティコード(確認できない方は、キャッシュレス決済サービスのカード、専用のアプリが入ったスマートフォンをお持ちください)
- ④通帳など口座の情報がわかるもの(公金受取口座の登録をされる方)

【支援の内容】

マイナポイント支援窓口の端末またはご自身のスマートフォンなどを利用して、以下の手続きのお手伝いをします(基本的に端末などの操作はご自身で行っていただき、必要に応じて入力操作のサポートをします)。

- ①マイナポイントの申し込み
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込
- ③公金受取口座の登録
- *支援窓口は、町が委託した事業者(㈱エイチ・アイ・エス)が運営しています。

【その他・注意事項】

- ・この臨時窓口では、マイナンバーカードの申請は受付できませんのでご注意ください。
- ・マイナポイント第2弾は、令和5年2月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象と なります。
- ・マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。
- ・マイナンバーカード申請・受領、電子証明書の発行は事前予約制となりますので、詳しくは役場住民 課(☎83-2182)までお問い合わせください。
- ・対象となるキャッシュレス決済サービスについては、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)などでご確認ください。
- ・キャッシュレス決済サービスにより、<u>事業者が指定する事前登録手続きが必要なものがあります。</u> マイナンバー総合フリーダイヤルやキャッシュレス決済サービス事業者にご確認ください。(例:Su ica、イオンカード、セゾンカードなど)
- ・マイナポイント事業を騙った詐欺にご注意ください。
- ※マイナンバーカードやマイナポイントについて詳しくは、総務省ホームページをご覧いただくか

マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178) へお問い合わせください。

〔総務省ホームページ〕 https://www.soumu.go.jp/kojinbango card/index.html

※問い合わせは、総務課 ☎83-2259

